

三菱UFJ年金ニュース 特別版

最近の年金関連トピックス

2026年7月

人をつなぐ。未来をつなぐ。

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



目次

本資料掲載のトピックス	・・・2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 2026年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について	・・・4
1-2. 特別法人税の課税停止延長、給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定	・・・5
1-3. 第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催	・・・7
1-4. iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令等の改正に関する意見募集が開始	・・・9
1-5. 第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催	・・・12
1-6. 2026年3月末の企業年金の資産残高等について（信託協会集計結果）	・・・14
2. その他トピックス	
2-1. 同一労働同一賃金ガイドラインの改正	・・・16
2-2. 人的資本可視化指針（改訂版）付録②、③の公表	・・・18
2-3. 男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2026（原案）」を公表	・・・19
3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴（2026年4月～6月）	・・・21

本資料掲載のトピックス

「第1回・第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催」 ⇒ P.7, 12

有識者懇談会開催の趣旨

- 2025年6月、年金制度機能強化法が公布され、DC制度改革が進展（2026年4月、企業型DCのマッチング拠出制限撤廃、2026年12月、企業型DC・iDeCoの拠出限度額引上げ等を実施）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において資産運用立国の施策を推進させ、国民の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、企業型DC、iDeCoの更なる推進が求められている
- これまでの企業年金・個人年金部会での議論や制度改正の経緯を振り返りつつ、DC制度の一層の普及・促進に向けた観点から、運用改善等に向けた継続的な検討の必要性を踏まえ、有識者懇談会を設置し議論を開始

出所：厚生労働省 第1回確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会資料【参考資料2】開催要項

ポイント解説

第1回懇談会 → DC制度の課題が明確化



DC制度の複雑さと手続きの煩雑さが、普及の制約要因に

- 離転職による資産移換者が増加しているが、資産移換手続きが分かりづらく、手続きの簡素化が最優先課題
- 手続きは、オンラインで完結できるようにすべき
- 提出書類の多さ・手続きの煩雑さなど事務負担が大きく、さらなる簡素化・効率化が必要
- 制度が複雑で利用者にとって分かりにくい、シンプルな制度・税制とすべき
- 関係機関間での事務の連携の簡素化・効率化が必要

出所：厚生労働省 第1回確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会 資料1「確定拠出年金制度の概況、制度見直し等について」

第2回懇談会 → 各関係団体が制度見直しに向けた具体的な課題・要望を提示



各関係団体からの要望は、「拠出上限の更なる拡充」「商品除外手続きの緩和」「指定運用方法の義務化」「資産移換要件の緩和」「手続きの簡素化・電子化」等に大別

- 信託協会**：特別法人税撤廃、拠出制度の拡充、投資助言規制の緩和、税制優遇（公的年金等控除拡大）、規約申請手続き簡素化
- 生命保険協会**：特別法人税撤廃、脱退一時金要件・中退共からの移行要件緩和、自動移換者へのデフォルトiDeCo設定、商品除外手続きの簡素化、事業主の個人情報利用範囲の拡大
- 全国銀行協会**：拠出限度額の統一・引上げ、指定運用方法の設定義務化、商品除外手続きの簡素化、脱退一時金要件の緩和
- 日本損害保険協会**：規約申請手続きの簡素化、商品除外手続きの簡素化、iDeCo手続きの電子化推進
- 日本証券業協会等**：拠出制度の拡充（キャッチアップ拠出、限度額引上げ）、指定運用方法の見直し（義務化・運用指図者への適用）、投資助言規制の緩和、運用商品数規制の撤廃・緩和、商品除外手続きの簡素化、iDeCo手続きのオンライン化・簡素化
- 国民年金基金連合会**：自動移換者へのデフォルトiDeCo設定、脱退一時金要件の緩和、資産ゼロ加入者データの整理
- 企業年金連合会**：商品除外手続きの簡素化、事業主の個人情報利用範囲の拡大、規約申請手続きの簡素化
- 記録関連運営管理機関**：電子化・オンライン化の拡大、商品除外手続きの簡素化

出所：厚生労働省 第2回確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会 資料2～8、参考資料1

今後の予定について

- 既存制度の利用実態を踏まえた“使い勝手改善・実効性向上”に係る検討が進展
- 今回の課題・要望を踏まえ、今後具体的な制度見直しに向けた議論が進められる見込み

1. 公的年金及び企業年金制度関連

1-1. 2026年度下限予定利率および非継続基準の 予定利率の改正について

- 2026年度における継続基準の下限予定利率、非継続基準の予定利率を改正
- 継続基準の下限予定利率は年0.6%、非継続基準の予定利率は年1.64%

三菱UFJ年金ニュースNo.573【配信日】2026年3月31日

ポイント

- 2026年度のDB年金における継続基準の下限予定利率(※1)および非継続基準の予定利率(※2)は以下のとおりです。
- 継続基準の下限予定利率：年 0.6%
- 非継続基準の予定利率：年 1.64%(1.14～2.14%)
 - ※1 令和8年3月31日告示第151号
 - ※2 令和8年3月31日告示第150号

予定利率の設定方法と履歴

- 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。
- 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準(※3)
2022	0.0%	0.66% (0.16%～1.16%)
2023	0.0%	0.71% (0.21%～1.21%)
2024	0.1%	0.86% (0.36%～1.36%)
2025	0.3%	1.17% (0.67%～1.67%)
2026	0.6%	1.64% (1.14%～2.14%)

※3 非継続基準の予定利率は、
[基金型]代議員会の議決
[規約型]被保険者等の過半数で組織
する労働組合等の同意
を得ることを前提に、括弧書きの範囲
での設定が可能です

1-2. 特別法人税の課税停止延長、給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定

- ・2026年3月31日、「所得税法等の一部を改正する法律」が公布され、特別法人税の課税停止措置の延長と、給与所得控除と公的年金等控除の合計額に上限が設けられた

三菱UFJ年金ニュースNo.574【配信日】2026年4月2日

ポイント

- 3月31日、「所得税法等の一部を改正する法律」が公布され、「令和8年度税制改正の大綱」で示されたとおり、特別法人税の課税停止措置期限の延長、給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定等が行われます。

改正概要

1. 特別法人税の課税停止措置期限の延長

- ・特別法人税の課税停止措置の期限が、**令和11年(2029年)3月31日まで延長**されます。(※1)

(※1)「所得税法等の一部を改正する法律」

2. 給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定

- ・給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が**280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとされます。**(※2)

(※2)「所得税法等の一部を改正する法律」

施行日

- 上記1 : 令和8年(2026年)4月1日
- 上記2 : 令和9年(2027年)1月1日

1-2. 特別法人税の課税停止延長、給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定

ご参考

1. 特別法人税の課税停止措置期限の延長に関する改正法

＜改正前の租税特別措置法（抜粋）＞

（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

第六十八条の五

法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第七条又は第九条及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

＜今般公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（抜粋）＞

第7条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。（略）

第六十八条の五中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

2. 給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定に関する改正法

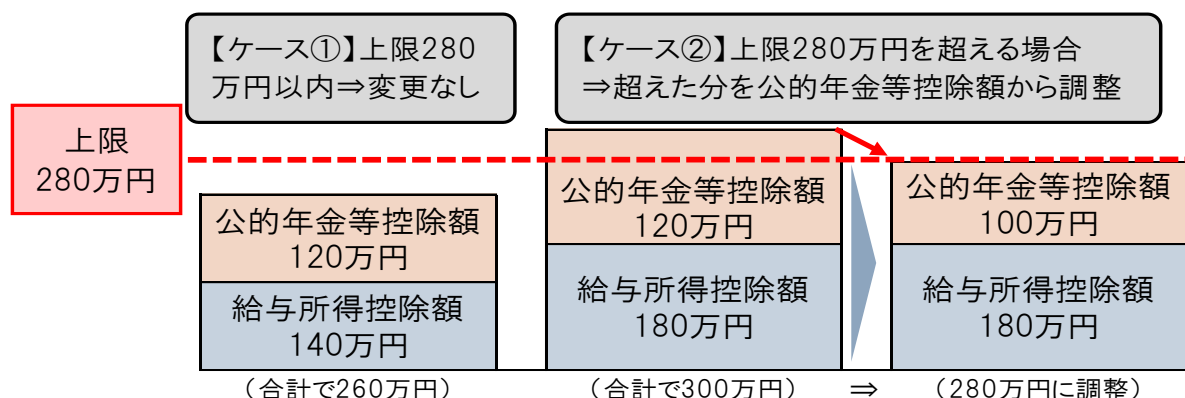
＜今般公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（抜粋）＞

第1条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。（略）

第三十五条に次の一項を加える。

5 その年中の第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等に係る同条第二項に規定する給与所得控除とその年中の第三項に規定する公的年金等に係る前項に規定する公的年金等控除額との合計額が二百八十万円を超える場合には、第二項に規定する公的年金等控除額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額から当該超える部分の金額を控除した金額とする。

【給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定イメージ図】



＜ご参考＞「令和8年税制改正大綱」（令和7年12月26日閣議決定）

◆ [特別法人税の課税停止措置期限の延長（p78）](#)

◆ [給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定（p30）](#)

1-3. 第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催

- ・ 2026年4月23日、第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」が開催され、「確定拠出年金制度の概況等」についての議論がなされた
- ・ 懇談会は「確定拠出年金の運用改善等」について議論を行うために設置されたもの

～以下、メールマガジン「第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催」転載～
【配信日】2026年4月24日

4月23日、第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（以下、懇談会）」が開催されました。懇談会は「確定拠出年金（以下、DC）の運用改善等」について議論を行うために設置されたものです。

今回の議論の主な内容をお伝えします。

<懇談会の設置趣旨>

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において資産運用立国の施策を推進させ、国民の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、NISAと併せて、企業型DC、iDeCoの更なる推進が求められている
- このため、これまでの企業年金・個人年金部会での議論や制度改正の経緯を振り返りつつ、DCの一層の普及・促進に向けた観点から、本懇談会において、運用改善等に向けた議論を行うもの

<今回の議題>

- 確定拠出年金制度の概況等について

<主な内容>

- ・ 懇談会座長に森戸英幸氏が選出され、事務局から以下のとおり説明があった
- (1)運営管理機関・RK(レコードキーパー)等へのヒアリングによる意見の紹介
- 【拠出限度額関係】 拠出限度額管理の簡素化、キャッチアップ拠出や生涯拠出枠の設定
- 【規約関係】 審査の必要資料のオンライン提出の推進、規約審査内容の簡素化・効率化
- 【関係機関の連携関係】 e-iDeCo等、加入者手続きの更なるオンライン化
関係機関間の情報連携に当たり更なるオンライン化
企業年金プラットフォームの情報の活用
- 【情報管理関係】 住所変更等のマイナンバーの更なる活用の推進
- 【給付関係】 裁定手続きのオンライン化、裁定手続きの事務簡素化・効率化
- 【商品選択関係】 商品除外の手続き簡素化・効率化、商品上限本数の緩和
加入者アドバイスの充実(個別商品の推奨など)、指定運用方法の義務化
- 【自動移換関係】 デフォルトiDeCoの設定(移換先の事前設定など)
自動移換の事務管理の改善
- 【中途脱退関係】 脱退一時金の支給要件の緩和(加入促進、自動移換対策)
- 【その他】 DCインフラ(RKや国民年金基金連合会)の効率化

1-3. 第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催

(2)今後の議論の進め方

- ・オンライン化や情報連携等に関する関係機関・加入者の利便性向上の観点、DC制度の更なる普及推進に向けた運用改善等について、関係者のヒアリングを実施し、現状や課題を把握した上で短期的な課題や中長期的な課題を整理しつつ議論を深めていく

<参加構成員の主な意見>

- ・離転職による資産移換者が増加しており手続きの簡素化と書類の統一化が必要
- ・資産移換手続きが分かりづらく手続きの簡素化が最優先課題
- ・資産移換手続きは、すべてオンラインで完結できるようにすべき
- ・中退共との移換に際しては、解散等に限らずに移換要件の緩和も必要
- ・DC規約承認時の書類提出の事務負荷があり、提出書類の簡素化が必要
- ・DC商品の除外をしやすくする観点から手続きのさらなる簡素化が必要
- ・DC商品上限数について、つみたてNISAの販売実績も参考となると思われ、オブザーバーである金融庁の協力も得て現状分析と今後の検討が必要
- ・加入者に分かりやすくする観点からシンプルな制度・税制とする必要があり、働き方に関係なく拠出限度額を統一することや特別法人税の廃止などが考えられる

<今後の予定について>

- ・次回の懇談会では関係者ヒアリングを予定（時期未定）

<ご参考資料>

○厚生労働省 第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」（2026年4月23日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72397.html

○内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（2025年6月13日）p70参照

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf#page=74

1-4. iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令等の改正に関する意見募集が開始

- ・ 2026年4月28日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案」、「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.575【配信日】2026年5月8日

改正案のポイント

- 4月28日「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案」(※1)、「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案」(※2)に関する意見募集が開始されました。
[\(※1\)社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案について](#)
[\(※2\)確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案について](#)
- ・ iDeCoの加入可能年齢の70歳までの引上げに伴い、第5号加入者が新設されたため、DC施行規則等の規定整備が行われます。
- ・ また、DC拠出限度額の引上げに際して、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の書式変更(様式第7号)等が行われます。

主な改正案の概要

1. **iDeCoの第5号加入者の喪失事由の規定整備**
 - ・ 企業型DCやDB等から資産を移換する申出をしようとする者が、iDeCoの加入者の資格取得後、3カ月以内に申出をしなかった場合は、iDeCoの加入者の資格を喪失する
2. **iDeCoの第5号加入者となれるものの経過措置**
 - ・ 2026年12月1日から起算して3年を経過する日までの間、一定の要件に該当した者は、第5号加入者となることができる経過措置を規定
3. **企業型DC及びiDeCoの加入者掛金額等の変更に関する例外規定の追加**
 - ・ 2026年12月1日から1年間は、改正前の拠出限度額より多い額となるように、企業型DCの加入者掛金額又はiDeCoの加入者掛金額もしくは中小事業主掛金額を引き上げる場合を、掛金の変更回数の制限の例外とする

意見募集期限・公布日・施行期日

- 意見募集期限：2026年5月28日、23時59分
- 公布日：2026年6月下旬(予定)
- 施行期日：2026年12月1日

1-4. iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令等の改正に関する意見募集が開始

改正内容

iDeCoの加入可能年齢の引上げ等に関する改正(案)

第5号加入者の資格喪失事由の規定整備	【DC法第 62条第4項各号列記以外の部分及び同項第8号】 第5号加入者のうち、企業型DCやDB等の企業年金から資産を移換する申出をしようとする者が、iDeCoの加入者の資格を取得した後、3カ月以内に当該申出をしなかった場合、3カ月経過した日に、iDeCoの加入者資格を喪失する
第5号加入者となれるものの経過措置	- 第5号加入者の新設に際し、2026年12月1日から起算して3年を経過する日までの間は、次の①又は②に該当する者であって、申出時点で日本国内に住所を有する60歳以上70歳未満のものは、第5号加入者となることができる。 ①2026年12月1日において、iDeCoの加入者に該当せず、かつ、2026年12月1日までの間において、国民年金の被保険者であった者 (例)2026年12月1日時点で60歳以上であるため国民年金被保険者ではないが、過去には国民年金被保険者であった者 ②2026年12月1日から起算して1年以内に、iDeCoの第1号～第4号加入者に該当しなくなった者 (例)2026年12月1日時点で59歳の者
掛金額の変更回数の例外規定の追加	DC拠出限度額の引上げに際して、2026年12月1日から1年間は、改正前の拠出限度額より多い額となるように、企業型DCの加入者掛金額又は iDeCoの加入者掛金額、もしくは中小事業主掛金額を引き上げる場合を、それぞれの掛金の変更回数の制限の例外とする(第5号加入者に係る iDeCoの加入者掛金及び中小事業主掛金額を引き上げる場合を除く)。
iDeCoの加入者掛金の変更回数の例外規定の追加	【DC則第38条第1号】 - iDeCoの加入者掛金額は、iDeCoの加入者区分の変更に伴い変更する場合及び厚生労働省令で定める場合を除き拠出単位期間につき1回に限り変更が可能。 - この厚生労働省令で定める場合として、企業型DCの事業主掛金額等が引き上がることにより、iDeCo加入者掛金額が拠出限度額を超えることとなる場合において、合計額が当該拠出限度額を超えないようにiDeCoの加入者掛金額を引き下げることが定められている。 ＜これに対して次の例外規定を追加＞ - 国民年金付加保険料の納付又は国民年金基金の掛金の額が引き上がることにより、iDeCo加入者掛金額が拠出限度額を超える場合において、当該拠出限度額を超えないようにiDeCo加入者掛金額を引き下げることが追加
業務報告書の提出に係る経過措置	DC拠出限度額の引上げに際して、業務報告書(様式第8号)の改正が行われるが、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の様式とする
運管令様式第7号の改正	- DC拠出限度額の引上げ及び企業型DCマッチング拠出の制限撤廃等を踏まえ、当該様式中の拠出限度額に係る表において「行」を追加する改正等を行う - 簡易企業型年金の仕組みの廃止に伴い、当該様式中の簡易企業型年金に係る表及び記載を削除する 2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の様式とする

1-4. iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令等の改正に関する意見募集が開始

ご参考

< iDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げ概要 >

- 60歳以上70歳未満の者で一定の要件に該当するものを、新たに、iDeCoの「第5号加入者」とする

加入者の種別	～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
国民年金被保険者 (第1号・第3号)	60歳まで加入可	70歳に延長		
国民年金の任意加入者	65歳まで加入可		70歳に延長	
厚生年金被保険者	65歳まで加入可		70歳に延長	

<用語解説> 第5号加入者の要件

- 2025年改正前のDC法の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって以下のいずれかに該当する者
(但し、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金等の受給者及び企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く)
 - ① iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者
 - ② 企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者
 - ③ 確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者
 - ④ 企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者

<ご参考> 本件に関連する過去の年金ニュース

◆年金ニュース No.570「DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について」

1-5. 第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催

- ・ 2026年6月5日、第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」が開催
- ・ オンライン化や情報連携等に関する関係機関・加入者の利便性向上の観点、DC制度の更なる普及推進に向けた運用改善等について、関係団体へヒアリングがなされ、課題や要望が挙げられた

～以下、メールマガジン「第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催」転載～
【配信日】2026年6月8日

6月5日、第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（以下、懇談会）」（※1）が開催されました。その主な内容をお伝えします。

<今回の議題>

○関係団体からのヒアリング

<主な内容>

・関係団体から以下のような要望が挙げられました

【信託協会】 特別法人税撤廃、企業拠出の拠出限度額撤廃、本人拠出の拠出限度額別枠化
個別商品の推奨・助言の緩和、公的年金等控除額の拡大、規約申請手続きの簡素化

【生保協会】 特別法人税撤廃、脱退一時金の支給要件の緩和、中退共からの移行要件緩和
自動移換者へのデフォルトiDeCo（※2）の設定、商品除外手続きの簡素化
事業主の個人情報利用範囲の拡大

【銀行協会】 DB加入有無等に問わず拠出限度額を一部上げたうえで統一
指定運用方法の設定義務化、商品除外手続きの簡素化、脱退一時金の支給要件の緩和

【損保協会】 規約申請手続きの簡素化、商品除外手続きの簡素化、iDeCo手続きの更なる電子化

【証券業協会等】 キャッチアップ拠出の導入、拠出限度額の引上げ、指定運用方法の設定義務化、
個別商品の推奨・助言の緩和、運用商品数の上限の撤廃又は緩和、商品除外手続き
の簡素化、
iDeCo手続きの簡素化とオンライン化、運用指図者への指定運用方法の適用

【国基連】 自動移換者へのデフォルトiDeCoの設定、脱退一時金の支給要件の緩和
資産額ゼロの加入者データの削除

【企年連】 商品除外手続きの簡素化、事業主の個人情報利用範囲の拡大、規約申請手続きの簡素化

【運管協】 規約申請手続きのオンライン化と添付資料の簡素化、商品除外手続きの簡素化

【RK】 オンライン化の拡大、商品除外手続きの簡素化

1-5. 第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催

＜構成員からの主な意見＞

- ・キャッチアップ拠出は拠出機会の提供の観点からあっても良いのではないか
- ・規約申請手続きの簡素化は進めるべき(複数の構成員から同様の意見あり)
- ・DC商品の除外をしやすくする観点から商品除外の同意要件の緩和に賛成(複数の構成員から同様の意見あり)
- ・指定運用方法の対象者に運用指図者を適用することに賛成
- ・指定運用方法の商品について積立NISAのような要件を設定することも考えられる
- ・商品数の上限撤廃・緩和は加入者の商品選択のしやすさには逆行するのではないか
- ・運用機会を提供する観点から自動移換者へのデフォルトiDeCoの導入に賛成
- ・退職一時金や中退共からの資産移換を認めても良いのではないか

＜今後の予定について＞

- ・次回の懇談会の開催時期等については明らかにされておりませんが、今回の課題を整理したうえで、今後議論を進めるとのことです

(※1)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において資産運用立国の施策を推進させ、国民の長期・安定的な資産形成を支援するため、企業型DC・iDeCoの更なる推進が求められ、DCの普及・促進の観点から運用改善等の議論を行うために設置されたもの

(※2)企業型DC加入時に事前に資格喪失後の移換先iDeCoを規定しておく仕組み

＜ご参考資料＞

○厚生労働省 第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」(2026年6月5日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73624.html

○内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(2025年6月13日)p70

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf#page=74

1-6. 2026年3月末の企業年金の資産残高等について (信託協会集計結果)

- ・ 2026年6月5日、信託協会は2026年3月末現在における企業年金の受託概況を取りまとめ、公表
- ・ 企業年金(確定給付型)の厚年基金は、受託件数・加入者数ともに前年から横ばいとなる一方、資産残高は増加。DB年金は、受託件数および加入者数は減少したものの、資産残高は増加
- ・ 一方、確定拠出年金(企業型)は規約数、資産額、加入者数いずれも増加

～以下、メールマガジン「2026年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)」転載～
【配信日】2026年6月15日

6月5日、信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で、2026年3月末現在の企業年金の受託概況を取りまとめ、公表しましたのでご案内いたします。

(1)企業年金(確定給付型)の受託概況(2026年3月末現在)

○受託件数 11,517件 (対前年比 1.2%減)

【内訳】厚年基金: 4件 (同 増減なし)

DB年金 : 11,513件 (同 1.2%減)

○資産残高(時価)88兆2,403億円 (同 4.8%増)

【内訳】厚年基金: 16兆4,918億円 (同 7.1%増)

DB年金 : 71兆7,484億円 (同 4.2%増)

○加入者数 896万人 (同 0.3%減)

【内訳】厚年基金: 11万人 (同 万人単位で増減なし)

DB年金 : 885万人 (同 0.2%減)

→厚年基金については、受託件数・加入者数ともに前年から横ばいとなる一方、資産残高は増加しました。

DB年金については、受託件数および加入者数は減少したものの、資産残高は増加しました。

(2)確定拠出年金(企業型)の統計概況(2026年3月末現在)

○規約数 7,586件 (対前年比 2.1%増)

○資産額(時価) 27兆8,288億円 (同 17.5%増)

○加入者数 893万人 (同 3.6%増)

→規約数・資産額・加入者数いずれも増加しました。

<ご参考資料>

◎ニュースリリース(信託協会 HP)

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/list/>

2. その他トピックス

2-1. 同一労働同一賃金ガイドラインの改正

- 2026年4月28日、厚生労働省は、同一労働同一賃金ガイドラインの改正を公表
- 働き方改革関連法により整備された各規定は同法施行後5年を目途に見直すこととされていることから、今般ガイドラインを改正するもの

～以下、メールマガジン「同一労働同一賃金ガイドラインの改正」転載～
【配信日】2026年4月30日

4月28日、厚生労働省は、同一労働同一賃金ガイドライン※の改正を公表しました。
働き方改革関連法により整備された各規定は同法施行後5年を目途に見直すこととされていることから、今般ガイドラインを改正するものです。

※短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第430号）

改正概要は以下のとおりです。

○裁判例を踏まえたガイドラインの見直し

- ・各項目に、裁判例を踏まえた原則的な考え方、留意事項等を追記
 - ・退職手当については、項目を新設し、最高裁判決で示された待遇の性質、目的等を踏まえた留意事項を記載
 - ・退職手当の他、無事故手当、家族手当、住宅手当等の項目を新設
 - ・「通常の労働者の人材確保、定着を図る」等の目的で、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者間の待遇に相違を設ける場合の取扱いについて、項目を新設
- 待遇の相違が不合理か否かは、当該目的があることのみではなく、職務内容等に照らして判断される旨を記載

○通常の労働者の待遇引下げによる待遇の相違の解消に係る記載趣旨の明確化

- ・通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との待遇の相違の解消にあたっては、通常の労働者の待遇引下げではなく、短時間・有期雇用労働者の待遇引上げが求められる旨を追記

○無期雇用フルタイム労働者に係る記載の追加

- ・無期雇用フルタイム労働者の項目を新設し、当該労働者は短時間・有期雇用労働法に規定する短時間・有期雇用労働者には該当しないが、均衡の考慮にあたってはガイドラインの趣旨が考慮されるべき等を記載

2-1. 同一労働同一賃金ガイドラインの改正

○その他

- ・待遇の相違の解消等にあたっては個々の待遇ごとに判断されるべき旨、ガイドラインに記載がない待遇等であっても、待遇の相違が不合理と認められる可能性がある旨を追記
- ・定年後継続雇用された有期雇用労働者の取扱いについての記載内容を変更し、基本給に限らず待遇全般に係る内容であることを明確化
- ・派遣労働者及び協定対象派遣労働者に係る記載のうち、短時間・有期雇用労働者に係る記載と同様のものについては同様の改正を行う

<適用期日>

2026年10月1日

短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針

<https://www.kanpo.go.jp/20260428/20260428g00099/20260428g000990027f.html>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250343&Mode=1>

2-2. 人的資本可視化指針(改訂版)付録②、③の公表

- ・ 内閣官房、金融庁、経済産業省は、人的資本可視化指針(改訂版)の付録②「人的資本に関する開示基準・開示事項例の整理」、付録③「参考資料集」を公表
- ・ 付録②では、日本および主要各国の法定開示で用いる開示基準、フレームワーク等における開示事項が例示され、付録③では、関連する参考情報が整理されている

～以下、メールマガジン「人的資本可視化指針(改訂版)付録②、③の公表」転載～
【配信日】2026年5月22日

内閣官房、金融庁、経済産業省は、人的資本可視化指針(改訂版)の付録②「人的資本に関する開示基準・開示事項例の整理」、付録③「参考資料集」を公表しました※。

※人的資本可視化指針(改訂版)は2026年3月23日に公表済ですが、その時点では「付録②、③については後日公表予定」とされていました。

その後、付録③は4月に、付録②は5月に公表されました。

付録②では、日本および主要各国の法定開示で用いる開示基準、フレームワーク等における開示事項が例示されています。

付録③では、関連する参考情報が整理されています。

人的資本可視化指針(改訂版)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/hizaimu/index.html>

付録②人的資本に関する開示基準・開示事項例の整理

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/hizaimu/pdf/2026/furoku2.pdf>

付録③参考資料集

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/hizaimu/pdf/2026/furoku3.pdf>

2-3. 男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2026（原案）」を公表

- ・ 2026年6月19日、男女共同参画会議は「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（原案）」を公表
- ・ 本方針では、17の戦略分野と女性活躍を紐づけ、各戦略の達成に資する取組として位置付けている点が特徴

～以下、メールマガジン「男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2026（原案）」を公表」転載～
【配信日】2026年6月26日

6月19日、男女共同参画会議は「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（原案）」（以下、「女性版骨太の方針2026（原案）」）（※1）を公表しました。

女性活躍・男女共同参画は、国の経済社会の持続的発展において不可欠な要素であると位置づけたうえで、「Ⅰ女性の生涯にわたる健康支援」、「Ⅱ17の戦略分野（※2）における女性活躍」、「Ⅲ女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」、「Ⅳ安全・安心が確保される社会の実現」の4点について方向性が示されました。

この中から、「Ⅱ17の戦略分野における女性活躍」についてご案内します。
詳細は末尾に掲載しているリンク先の原案をご参照ください。

<Ⅱ17の戦略分野における女性活躍>

政府は、生産性や企業価値を高めるべく、「17の戦略分野」において、多様性向上を通じたイノベーション拡大や事業変革促進に重きを置き、人材育成・就業促進・企業行動の変革を一体的に推進する方針を以下の通り示しています。

【背景認識】

- ・戦略分野における女性比率（労働者・管理職・役員）が低い
- ・特に理系・デジタル系人材における女性不足が顕著
- ・就業継続、待遇改善、キャリアアップ、管理職・役員登用が課題

【主な施策】

○「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

- ・理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部的女子学生割合の倍増（2040年に女子学生比率36%目標）
- ・産学連携による人材育成
- ・戦略分野における理工系分野等のロールモデル提示や進路支援強化

2-3. 男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2026（原案）」を公表

○女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

- ・成長分野の訓練機会・教育訓練給付の拡充
- ・体力面・筋力面で不安を招く業務が含まれる戦略分野への対応として、ロボットの開発や遠隔操作の導入促進
- ・現場業務への対応として、女性用トイレ、更衣室、勤務時間に合わせ24時間対応可能な事業所内託児所の整備等の好事例周知

○女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

- ・仕事と子育て・介護等との両立支援
(家事支援サービス、ベビーシッター等の信頼性向上、税制を含む支援策検討)
- ・「えるぼしプラス(※3)」認定の取得促進、企業の事例周知
- ・「多様な正社員(※4)」制度について、専門家による導入支援、好事例周知
- ・フレックスタイム制度の導入時における適切な労務管理を徹底するための周知
- ・女性役員の目標設定やその目標達成に向けて行動計画策定済企業の好事例周知
- ・女性活躍を加速化する企業向けアウトリーチ・伴走型支援の在り方の検討実施

<所見>

本方針では、17の戦略分野と女性活躍を紐づけ、各戦略の達成に資する取組として位置付けている点が特徴です。あわせて、人材育成から就業促進、定着、登用までを一体的に示しており、昨年度の方針と比べ、戦略との統合および施策の一貫性が強化された点が大きな変更点と思われます。

人的資本開示では、「どのような人材を、なぜ活かし、どのように企業価値につなげているか」が問われています。女性活躍も、経営戦略を実行する人材戦略としての説明が求められており、国同様、企業においても「戦略との関係性」がより重視されてくることと思われます。

<ご参考資料>

※1 内閣府「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026(女性版骨太の方針2026)(原案)」

https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka78-2.pdf

※2 国の経済成長に欠かせない以下17からなる戦略分野

- ①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、
- ⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、
- ⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、
- ⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル(重要鉱物・部素材)、
- ⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

※3 職場における女性の健康支援に係る取組が進むよう、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組など一般事業主行動計画に位置付けた取組の促進、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度等を設けているなど積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組み

※4 勤務時間、勤務地、職務・職種を限定した正社員

3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2026年4月～6月)

3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2026年4月～6月)

配信日	タイトル	公的 年金 企業 年金	その他
3月31日(*)	2026年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について	○	
4月2日	特別法人税の課税停止延長、給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定	○	
4月24日	第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催	○	
4月30日	同一労働同一賃金ガイドラインの改正		○
5月8日	iDeCo加入可能年齢の引上げに伴う関係省令等の改正に関する意見募集が開始	○	
5月22日	人的資本可視化指針(改訂版)付録②、③の公表		○
6月8日	第2回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の開催	○	
6月15日	2026年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)	○	
6月26日	男女共同参画会議、「女性版骨太の方針2026(原案)」を公表		○

*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2025.12～2026.3)に収録していない情報です。

三菱UFJ信託銀行株式会社
トータルリワード戦略コンサルティング部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

www.mufg.jp